

生活交通ネットワーク計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 24 年 月 日

（協議会名称）都留市地域公共交通活性化協議会

生活交通ネットワーク計画の名称

都留市地域生活交通ネットワーク計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

行政運営における財務状況も厳しい中、財政的にも負担の少ない効率的な公共交通体系の構築が求められるが、路線バスの平成 22 年度の年間乗車人口は、極端な落ち込みを見せており、この危機的状況に市民、事業者、行政等公共交通に関わる主体が、連携して、早急に地域にふさわしい公共交通体系を「創り、愛し、守る」という観点から検討し、維持、改善していくことが必要である。

これらを踏まえ、平成 24 年 3 月に都留市では市民、事業者、行政が協働して今後の地域公共交通を維持、活性化させるための方策として「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定し、今後 3 年間に於いて現状の公共交通を地域の実情に合ったものとするため、路線の運行内容、利用環境の向上を図るとともに、公共交通を地域の足として積極的に利用する対策など持続可能な公共交通体系を構築するための方策を定めた。

この計画の中で目標とする「利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築」及び「利用しやすい環境の整備」の実現には、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供を行うため、現状のバス路線の再編が必要であり、特に路線バスの運行本数の減少により、交通不便地帯となっている曾雌・秋山線並びに砂原線においては、赤字額の抑制を考慮しつつ、さらには同地域にある交通空白地帯を結ぶ公共交通について、地域の実情を十分に把握する中、新たな運行形態において公共交通の維持を行う必要がある。

また、公共施設が点在する市内に於いて、現状の公共交通空白地帯に新たに路線を伸ばし、市内中心部とこれらの地域を結ぶ路線の新設により、市民にとって利便性の良い交通体系とすることが必要である。

これらの状況を考慮し、高齢化社会への対応として交通弱者対策及びまちづくりの活性化の面から、市内の中心部を運行し地域間を結ぶ鉄道及への乗り換えの利便性を向上しつつ、現状のバス路線を再編し路線ごとに地域の実情に応じた運行体系を構築するため、地域公共交通維持改善事業に取り組む必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「都留市地域公共交通総合連携計画」に掲げた目標のうち、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供向け、以下の目標に取り組みます。

(目標)

(1) 利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築

(2) 利用しやすい環境の整備

(指標)

評価指標(案)	現在(平成23年度)	目標(平成26年度)
① 補助対象路線利用者数	(参考値) 25,665人/年	<u>38,000人/年</u>
② 循環バスの利用者数	(参考値) 12,000人/年	<u>16,500人/年</u>
③ デマンド型乗合タクシーの1台当たりの乗車数	1.91人/台	<u>2.5人/台</u>
④ 公共交通サービスの満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	8.6%	<u>50%</u>
⑤ 公共交通の改編により、公共交通の利用頻度が増加した人の割合	(参考値) 28%	50%
⑥ 路線全 体の平均収支率	13%	<u>20%</u>

(2) 事業の効果

砂原線、曾雌・秋山線を維持、改善をすることにより、東桂地域、盛里、禾生地地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な目的のための移動手段の確保がなされる。

また、鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環路線の構築により、幹線、支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

東桂地域

運行の概要	既存路線バスを廃止し、予約に応じて東桂地域において砂原から境、都留市駅を經由し都留市立病院までを結ぶ既存バス路線の経路を基本とする定路線を時間を決めて運行する不定期定路線のデマンド型乗合タクシー運行を行う。	
運行内容	開始時期	平成24年10月1日
	路線の目的	地域内フィーダー路線
	運行事業者	市内運行タクシー事業者
	運行日	毎日
	運行時刻	午前8時から午後6時
	運行便数	6便（往復3便）
	運賃	定額（大人300円、子ども150円、乳幼児無料）

盛里地域

運行の概要	既存路線バスを廃止し、予約に応じて盛里地域において曾雌から大平、都留市立病院を經由し都留市駅までを結ぶ既存バス路線の経路を基本とする定路線を時間を決めて運行する不定期定路線のデマンド型乗合タクシー運行を行う。	
運行内容	開始時期	平成24年10月1日
	路線の目的	地域内フィーダー路線
	運行事業者	市内運行タクシー事業者
	運行日	毎日
	運行時刻	午前8時から午後6時
	運行便数	6便（往復3便）
	運賃	定額（大人300円、子ども150円、乳幼児無料）

谷村・三吉地域

運行の概要	現状の上戸沢線を廃止し、市立病院を発着地として赤坂駅前、芭蕉月待ちの湯、法能地域、都留文科大学前駅を經由し、都留市立病院を終点とする定時定路線循環バスを運行する。	
運行内容	開始時期	平成24年8月1日
	路線の目的	基幹路線・地域内フィーダー路線
	運行事業者	富士急山梨バス株式会社
	運行日	毎日
	運行時刻	午前8時30分から午後5時30分
	運行便数	6便（往復3便）
	運賃	定額（大人200円、子ども100円、乳幼児無料）

添付資料（※補助要件へ合致しているかどうか判断するための資料）

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
- ・ 路線図
- ・ 運送事業者の決定方法（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統共通）
- ・ 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料、地域内フィーダー系統のみ）
- ・ 運送事業者を選定した経緯の資料

<p>※事業者選定については、盛里線、砂原線の2路線についてプロポーザル方式で事業者の選定を行う。</p> <p>循環バスについては、既存の路線バス、上戸沢線を廃止して同様に定時定路線の路線バスで行うこと、他の既存路線区間と重複箇所があり、バス停の確保の面から現在の路線バス運行事業者が運行を行うことが効率的であるとの観点から、循環バス運行事業者については、富士急山梨バス株式会社の運行によるものとする。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
<p>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>対象外</p>
<p>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>対象外</p>
<p>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p> <p>※別表6のロ②(2)に該当する「交通不便地域」として生活交通ネットワーク認定申請を行う場合は、別途、関東運輸局長あてに「交通不便地域指定申請」が必要。</p> <p>※盛里地域については、山村振興地域として申請。</p> <p>※市内循環バス、東桂地域については、法能地域の一部、境地域をバス停留所、鉄道駅より半径1km以上の距離にある地域として、「交通不便地域指定申請」が必要となる。</p>
<p>8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>対象外</p>
<p>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>対象外</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>対象外</p>
<p>10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>対象外</p>

1 1. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 6 月 28 日	第 1 回会議	・ 現状の確認	・ 実証運行計画について
11 月 15 日	第 2 回会議	・ 計画の骨子の検討	・ アンケート調査内容の検討
平成 24 年 1 月 11 日	第 3 回会議	・ 実証運行実施結果の検証	・ 各種調査事業の実施とデータの分析
		・ 計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1 月)	
1 月 31 日	第 4 回会議	・ 都留市地域公共交通総合連携計画 (素案) について	・ 都留市生活交通ネットワーク計画の策定について
2 月 27 日	第 5 回会議	・ 計画 (案) の承認 (H24~26 年) (H24. 2 月)	

1 2. 利用者等の意見の反映

- 11月25日 路線バス利用者アンケート調査
- 11月28日～12月16日 10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施
- 11月28日 事業者ヒアリング調査
- 12月5日～19日 市内公共交通に関する地域懇談会の開催
(三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域)
- 1月13日 市内タクシー事業者アンケート調査
- 2月6日～23日 パブリック・コメントの実施
- 2月17日～22日 未来を拓く都留まちづくり会議の開催
「都留市地域公共交通総合連携計画 (素案)」への意見聴取
- このほか平成22年度に都留市において実施した「都留市低炭素地域づくり面的対策推進事業報告書」における都留市民を対象とした公共交通に関するアンケート調査に対する回答内容を反映した。

※意見の詳細については、「都留市地域公共交通総合連携計画」を参照

※意見については、地域の公共交通のあり方として運行内容（経路、ダイヤ、料金）及び公共交通利用の活性化に対する意見が出された。これについて、計画の中で運行時間帯、料金等の運行内容について意見を反映した。

13. 協議会メンバーの構成員

一般旅客自動車運送事業者	富士急山梨バス(株)取締役社長 富士急山梨ハイヤー(株)取締役社長 ツルタクシー(株)取締役社長
山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官
運転者の団体を代表する者	富士急山梨バス(株)鶴の会運転手代表
住民又は利用者を代表する者	税理士(学識経験者) 商工会会長(学識経験者) 市民代表者(公募)
各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長 都留市校長会 都留市協働のまちづくり推進会長
大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長
山梨県知事又はその指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長
市長又はその指名する職員	都留市役所総務部長 都留市役所市民・厚生部長 都留市役所産業・建設部長 都留市教育委員会教育次長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山梨県都留市上谷 1-1-1

(所属) 都留市総務部政策形成課企画担当

(氏名)

(電話) 0554-43-1111 (内線 241)

(e-mail) kikaku1@city.tusru.lg.jp